

## 「資源管理基本方針の一部を変更する告示案」に寄せられた御意見及びそれに対する考え方について

- 取りまとめの都合上、内容を適宜要約・統合しています。  
 ○今回の告示案と直接関係がないため掲載していない御意見等もありますが、今後の施策の参考とさせていただきます。

御意見	御意見に対する考え方
<p><b>変更事項1:ずわいがに5資源に係る資源管理の目標、漁獲シナリオ等の変更</b>            (変更箇所) 別紙2-17 ずわいがに太平洋北部系群            別紙2-18 ずわいがに日本海系群A海域            別紙2-19 ずわいがに日本海系群B海域            別紙2-20 ずわいがに北海道西部系群            別紙2-21 ずわいがにオホーツク海南部</p> <p>規制の内容に、「船舶の隻数を限定」とあるが、漁獲量の規制をせずに 隻数を限定すれば、巨大漁船のみが一網打尽の底引き漁法で、海を荒らすのは 明白ではないか。底引きによらない 小規模の漁業者を増やして、環境回復・資源回復をすべきではないのか？            特に ずわいがには、この 20年間、ずっと生息数・漁獲量が 減り続けている。「漁獲量を増やさないう管理」などと言っているが、増えようが無いではないか。このままでは ずわいがに漁も その他の魚種も、枯渇してしまうだろう。巨大漁船の規制、1隻あたりの漁獲制限、底引きの禁止など、抜本的な方針の見直しをすべきだ。</p>	<p>ずわいがにについては、漁業法に基づく特定水産資源として漁獲可能量による管理を行っています。また、これに加え、底びき網漁業等については、漁船の隻数や規模、操業期間等を制限することとしているところです。このような措置を通じ、引き続き、ずわいがにの持続的な利用の確保に努めてまいります。</p>